## 主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理

上告理由第一点について

ところで、退職金は、長期に亘る労働の対償として平常の賃金のほかに退職に際して支給されるものであるが、後記の如く、就業規則に基く退職金規定によりその支給の条件及び範囲が明確に定められ、これに従つて一律に支給されなければならないものである限り、労働基準法第一一条にいう賃金にほかならず(最高裁判所第三小法廷昭和四三年三月一二日判決、民集二二巻五六二頁参照)、右条件の充たされる場合は、労働者は当然所定範囲の退職金の受給権を取得するのであるから、労働者が就業規則に基き所定の退職金を受ける地位にあることは、これを既得の権利といつて妨げないとともに、この退職金に関する定めが重要な労働条件に属すること、いうまでもない。

「、退職金の法的性格を賃金と解する限り、労働者保護のためその支払確保を期する労働基準法上の保〈/要旨〉障を受け、全額払(同法第二四条第一項本文)、不払に対する制裁(同法第二三条、第一〇条第一項第一号)に二関する規定の適用がある外、性質に反しない限り一般賃金同様の保護を受けるものというべきところ、使用者が退職金に関する就業規則を変更し、従来の基準より低い基準を定めることを是認し、その効力が全労働者に及ぶとすれば、既往の労働の対償たる賃金について使用者の一方的な減額を肯定するに等しい結果を招くのであつて、こ前ような就業規則の変更は、たとえ使用者に経営不振等の事情があるにしても、前記労働基準法の趣旨に照し、とうてい合理的なものとみることはできない。右就業規則の変更は、少くとも変更前より雇用されていた労働者に対しては、その同意がない以上、変更の効力が及ばないものと解するのが相当である。

してみれば、本件退職金の算定は旧規定によるべきものとした原審の判断は、その過程に以上の説示と見解を異にする点はあるけれとも、結論において是認することができ、原判決に所論の違法はないことに帰着する。論旨は、結局理由がなく、採用することができない。

同第二点について

原判決が、被上告人が加入していた大阪日日新聞労働組合は、予てから前記退職金規定の変更に反対し、変更後もなお反対の態度をとり続けてきたところ、被上告人も右規定の変更に反対であつたが組合として反対の態度を表明しているので格別個別的な意思の表示をしなかつたとの事実を確定した上、被上告人が個人として約八ヶ月の間異議を述べることなく就労していたという事実だけでは、右規定の変更に被上告人の黙示の同意があつたとはいえないと判示したのは、相当であつて、右

判断の過程に所論経験則違背の違法はない。論旨は、独自の見解に基いて原判決を論難するに帰し、採用できない。 よつて、民事訴訟法第四〇一条、第九五条、条八九条を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判長判事 金田宇佐夫 判事 西山要 判事 中川臣朗)